



2019年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 七十七銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 小林 英文  
(コード番号 8341 東証第一部・札証)  
問 合 せ 先 執行役員総合企画部長 小林 淳  
(TEL 022-267-1111)

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、2019年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および株主の皆さまへの利益還元を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式  |
| (2) 取得する株式の総数  | 500,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.66%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 800百万円(上限)                                    |
| (4) 取得期間       | 2019年5月16日～2019年6月21日                         |
| (5) 取得の方法      | 市場買付  |

(ご参考) 2019年3月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	74,754,740株
自己株式数	1,901,006株

注. 上記自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式452,950株は含まれておりません。

以 上